

# 日本支援者支援学会 研究倫理ガイドライン

## 前文

日本支援者支援学会（以下、「本会」という）は、本会会員が関わるすべての研究および研究に付随する活動の一切が、対人・対生命支援領域に従事する支援者の尊厳の保持、権利の擁護およびウェルビーイングの向上に資するものであるよう、以下に示す研究倫理を常に遵守し、誠実かつ公正であることを求める。

支援者支援学は、社会福祉、医療、心理、教育、看護、介護、動物福祉その他の多様な専門領域にまたがる学際的学問である。本学会は、研究対象者、共同研究者、実践現場関係者、所属機関その他研究に関わるすべての者に対する、いかなる権利侵害も許容しない。

## 総則

### 第1条（目的）

本ガイドラインは、日本支援者支援学会会員（以下、会員という）が公正に研究を推進するための倫理的指針を示すことにより、支援者支援学の進歩と普及を図り、支援者および支援対象者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本ガイドラインは、会員が行うすべての研究活動および研究に付随する教育、実践、出版、社会的発信等を含むものとする。

### 第3条（遵守義務）

会員は、本ガイドライン、関係法令並びに所属機関の規程および本会の倫理委員会規程に則り、研究活動において支援者や支援対象者の尊厳、職業的自律性および権利を尊重し、良識と知的誠実さ、専門職としての倫理的責任を自覚して行動しなければならない。

### 第4条（個人情報およびプライバシーの保護）

会員は、研究活動を行うにあたり、研究および調査対象者の個人情報、職務情報、所属情報等の保護に十分配慮し、プライバシーが守られるよう適切な措置を講じなければならない。

特に、少人数の専門職集団や特定可能性の高い事例研究においては、個人が特定されないよう最大限の配慮を行わなければならない。

また、公開情報を用いる場合であっても、情報の組合せや記述の方法により個人が特定され、権利侵害が生じることのないよう、匿名化、内容の加工等の適切な措置を講じなければならない。

## 第5条（倫理的配慮）

1. 会員は、社会に対する責任と義務を自覚し、研究活動を行うにあたっては倫理的問題が生じる可能性について事前に検討し、倫理性を確保しなければならない。
2. 人を対象とする研究を行うにあたっては、所属機関等による研究倫理審査を原則として受けなければならない。倫理審査が不要と判断し、所属機関等による研究倫理審査の承認を得ていない場合は、その合理的理由を明記する。その上で、倫理的な側面について詳細な記載を行わなければならない。
3. 生きた動物（哺乳類、鳥類、爬虫類等）を対象とする研究を行うにあたっては、所属機関等の動物実験倫理規程に基づいて倫理審査を受け、所属機関等の長の承認を得ることを原則とする。倫理審査が不要と判断し、所属機関等の長による承認を得ていない場合は、その合理的理由を明記する。その上で、倫理的な側面について詳細な記載を行わなければならない。
4. 研究により不利益が生じた場合は、速やかに対象者に通知し、必要な対応を行わなければならない。

## 各則

### 【研究の実施】

## 第6条（説明と同意）

1. 会員は、原則として研究および調査対象となる個人、団体・組織、地域等に対して研究の趣旨、方法、成果公表の方法等を十分に説明し、自由意思による同意を得なければならない。同意は、書面または電磁的方法により取得する。
2. 同意はいつでも撤回できることを明示しなければならない。
3. 組織内調査においては、対象者が職務上の不利益を被ることがないように最大限配慮しなければならない。
4. 未成年者その他判断能力が不十分な者については、代諾者からの同意に加え、可能な限りアセントを得る。

## 第7条（心理的・職業的影響への配慮）

会員は、研究が支援者や支援対象者に心理的負担、職業的評価への影響、所属機関との関係悪化等の不利益を生じさせる可能性を十分に認識し、これを回避または最小化する措置を講じなければならない。

## 第8条（剽窃・捏造・改竄の禁止）

会員は、研究活動において他者の研究成果を剽窃、またはデータを偽造・捏造・改竄してはならない。

## 第9条（引用）

会員は、先行研究を適切に引用し、自説と他説を明確に区別しなければならない。

## 第10条（二重投稿の禁止）

会員は、研究成果を原著論文等によって公表する際には、二重（多重）投稿をしてはならない。同一データ等に基づく既発表研究を再利用する場合は、その旨を明示しなければならない。

## 第11条（利益相反への対応）

会員は、研究の公正性および信頼性を確保するため、利害関係が想定される団体、企業、機関等との関係（利益相反）を適切に開示し、透明性を確保しなければならない。

## 第12条（研究資金の適正な活用）

研究資金は、供与機関の定める規程および法令に従い適正に取り扱わなければならない。外部資金による研究成果を公表する際には、その旨を明示しなければならない。

## 第13条（共同研究）

会員は、共同研究の組織化および運営にあたっては、対等性および透明性を確保し、公正かつ健全に取り組まなければならない。

## 第14条（生成 AI の利用）

1. 生成 AI は著者とは認められない。また、会員は、研究活動において生成 AI（人工知能を用いた文章生成、画像生成、データ分析等の技術）を利用する場合には、その特性および限界を十分に理解し、研究の公正性および信頼性を損なわないよう適切に使用しなければならない。
2. 生成 AI を研究の過程（文献整理、分析補助、文章作成等）に利用した場合には、その利用の範囲および方法について、必要に応じて適切に開示しなければならない。
3. 生成 AI によって生成された内容については、最終的な責任は会員自身が負うものとし、その正確性および妥当性を十分に確認しなければならない。
4. 会員は、個人情報、機微情報、未公表データ等を生成 AI に入力する場合には、情報漏洩および二次利用のリスクを十分に認識し、これを回避するための適切な措置を講じなければならない。
5. 生成 AI の利用にあたり、他者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

## 第 15 条（研究データの保存および管理）

1. 会員は、研究の信頼性および検証可能性を確保するため、研究に関するデータ、記録および資料（以下「研究データ」という）を適切に保存し、管理しなければならない。
2. 研究データの保存期間は、原則として研究成果の公表後 5 年間とする。ただし、法令、所属機関の規程または研究の性質によりこれと異なる定めがある場合は、それに従うものとする。
3. 会員は、研究データの紛失、改ざん、漏洩等を防止するため、適切な安全管理措置（アクセス制限、パスワード管理、暗号化等）を講じなければならない。
4. 個人情報、機微情報または特定の個人・団体を識別し得る情報を含む研究データについては、匿名化その他の適切な措置を講じた上で保存・管理しなければならない。
5. 研究データの第三者への提供または公開にあたっては、研究対象者の同意および関連法令を遵守し、個人の権利および利益を侵害しないよう十分に配慮しなければならない。
6. 共同研究においては、研究データの管理責任者および取扱方法について事前に合意し、適切に運用しなければならない。

## 第 16 条（研究成果の公表）

1. 会員は、研究成果の公表にあたり、その社会的意義および影響に十分配慮し、支援者や支援対象者に不当な不利益が生じないよう責任をもって実施しなければならない。
2. 共同研究成果を公表する場合には、他の共同研究者の同意を得なければならない。
3. 共同研究の成果の発表にあたっては、各構成員は研究過程と成果への貢献の程度に応じて、著者表示や役割の明示などについて公正に扱われなければならない。

### 【ハラスメント等の禁止】

## 第 17 条（ハラスメントの禁止）

会員は、研究活動および学会活動において、いかなるハラスメント行為も行ってはならない。

## 第 18 条（誹謗中傷および差別の禁止）

会員は、特定の個人または団体に対し、不当な誹謗中傷を行ってはならない。また、専門職種、所属、資格、年齢、性別、障害、国籍その他を理由とする差別的言動をしてはならない。

### 【その他】

## 第 19 条（相談窓口）

研究倫理およびハラスメントに関する相談窓口は、別に定める。

#### **第 20 条（倫理違反への対応）**

本ガイドラインに違反する行為が認められた場合は、別に定める倫理委員会規程に基づき調査・審議を行い、必要に応じて理事会において適切な措置を講じる。

#### **第 21 条（改正）**

本ガイドラインの変更は、理事会の決議を経なければならない。

#### **附則**

本ガイドラインは、2026 年 5 月 10 日より施行する。